



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

大学改革の動向と 獣医学教育改革の方向性について

平成23年10月8日

文部科学省 高等教育局 専門教育課

課長補佐 柿澤雄二

【Ⅰ】 獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議について	[2]
①. 調査研究協力者会議の目的について	3
②. 協力者会議報告書が目指すもの	5
③. 調査研究協力者会議 報告書の概要	6
④. 意見のとりまとめの提言(工程表含む)の位置づけ	7
【Ⅱ】 大学改革の動向について	[8]
1. 大学改革の主要課題について	8
①. 大学改革の主要課題について	9
②. 質保証に関する国際的な動向	10
2. 学位課程(プログラム)の確立に向けた取組	11
①. 「学士課程教育の構築に向けて(答申)」(平成20年12月)	12
②. 具体的な教育改革の進捗状況の例(全体的な状況)	14
③. 具体的な教育改革の進捗状況の例(各大学の取組の例)	15
3. 各大学の使命(ミッション)の明確化	20
①. 機能別の分化による各大学のミッションの明確化	21
②. 大学間連携の進展	22
4. 教育情報の公表について	26
①. 教育情報の公表の促進	27
②. 教育情報の公表の経緯について	28
③. 欧州のU-MAPの事例	29
5. 今後の大学改革の方向性について	30
①. 中央教育審議会 第6期大学分科会の審議事項について(H23.2.21～)	31
【Ⅲ】 獣医学教育の改革に向けた取組について	[3 2]
1. 獣医学教育改革の進捗状況と改革の今後の方向性について	32
①. 現在の獣医学教育改革の進捗状況について	33
②. 口蹄疫等家畜伝染病に対応した獣医師育成環境の整備事業	34
③. 獣医学教育改革の今後の方向性について	36
2. 今後への期待(おわりに)	37



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

【Ⅰ】 獣医学教育改善・充実に関する調査研究協力者会議について

1① 「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」の目的について

獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議について

平成20年11月17日

高等教育局長決定

1. 目的

社会的ニーズの変化や国際的な通用性の確保、獣医師の活動分野等の偏在など我が国における獣医学教育をめぐる状況を踏まえ、大学における獣医学教育の在り方について調査研究を行い、獣医学教育の改善・充実を図ることを目的とする。

2. 調査研究事項

- (1) 社会的ニーズ等に対応した教育内容の在り方について
- (2) 教育の質の保証の在り方について
- (3) 教育研究体制の在り方について
- (4) その他

(参考) 獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議 協力者名簿

※ 五十音順(敬称略)※ ◎座長、○座長代理 ※ 役職は平成22年4月現在

石黒 直隆	岐阜大学大学院連合獣医学研究科長
池田 一樹	農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長 (平成21年7月14日～)
境 政人	前農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長(平成20年11月17日～平成21年7月13日)
伊藤 茂男	北海道大学大学院獣医学研究科長・獣医学部長
加地 祥文	厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長
片本 宏	宮崎大学農学部獣医学科教授
廉林 秀規	東京都福祉保健局健康安全部食品監視課長
◎ 唐木 英明	日本学術会議副会長
小崎 俊司	大阪府立大学大学院生命環境科学研究科長
○ 酒井 健夫	日本大学総長
田中 美貴	埼玉県川越家畜保健衛生所家畜防疫担当課長
長澤 秀行	帯広畜産大学長
西原 眞杉	社団法人日本獣医学会理事長、東京大学大学院農学生命科学研究科教授
政岡 俊夫	麻布大学長
矢ヶ崎 忠夫	社団法人日本動物用医薬品協会専務理事
山崎 光悦	金沢大学理工学域長・工学部長
山崎 恵子	ペット研究会「互」主宰
山田 章雄	国立感染症研究所獣医学部長
山根 義久	社団法人日本獣医師会会長
吉川 泰弘	東京大学大学院農学生命科学研究科特任教授

<オブザーバー>

西山 理行	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室長 (平成22年4月1日～)
安田 直人	前環境省自然環境局総務課動物愛護管理室長 (平成21年4月1日～平成22年3月31日)
植田 明浩	前々環境省自然環境局総務課動物愛護管理室長 (平成20年11月17日～平成21年3月31日)

1 ② 協力者会議の報告書が目指すもの

協力者会議で指摘された課題(小委員会による分析結果)を克服し・・・

○ 高度な実践力を有する獣医師の養成

○ 国際水準の獣医学教育の実現

を目指す

1. 獣医学教育を取り巻く状況の変化

→ 現場の最前線で活躍できる高度な実践力を備えた獣医師の養成が、獣医学教育の喫緊の課題・責務

- ① 社会ニーズに対応した人材の高度化
(口蹄疫や鳥インフルエンザ・BSE等の発生、獣医療の多様化・高度化)
- ② 獣医師養成の国際的通用性の確保
(国際獣疫事務局において獣医師が備えるべきコンピテンシーリストが検討)
- ③ 我が国の獣医師の現状を踏まえた対応
(産業動物分野等の魅力向上、高度な実践力を有する獣医師養成が必要)
- ④ 我が国の大学教育改革を踏まえた対応
(高等教育の質保証が重要な課題、医学等における質保証の取組例)

2. 獣医学教育の各分野の現状と課題

→ 平成21年3月「教育内容に関する小委員会」を設置し、16大学の教育内容・教育研究体制を分析

- ① **最低限共通的に教育すべき内容を十分に教育できていない大学がある**
- ② 新たな分野（獣疫医学、動物行動治療学等）への対応が十分取れていない
- ③ 将来のキャリアと学びを関連づける教育に課題がある
- ④ 獣医師として求められる**実践的な力を育む教育**（実習科目や応用系・臨床系の講義科目等）に**課題**がある
- ⑤ 大学ごとの分析として**獣医師養成課程の規模の小さい大学に課題が多い**

○平成16年7月の「国立大学における獣医学教育の充実・改善方策について」を踏まえた各大学の取組の成果の検証と、更なる検討の必要性。

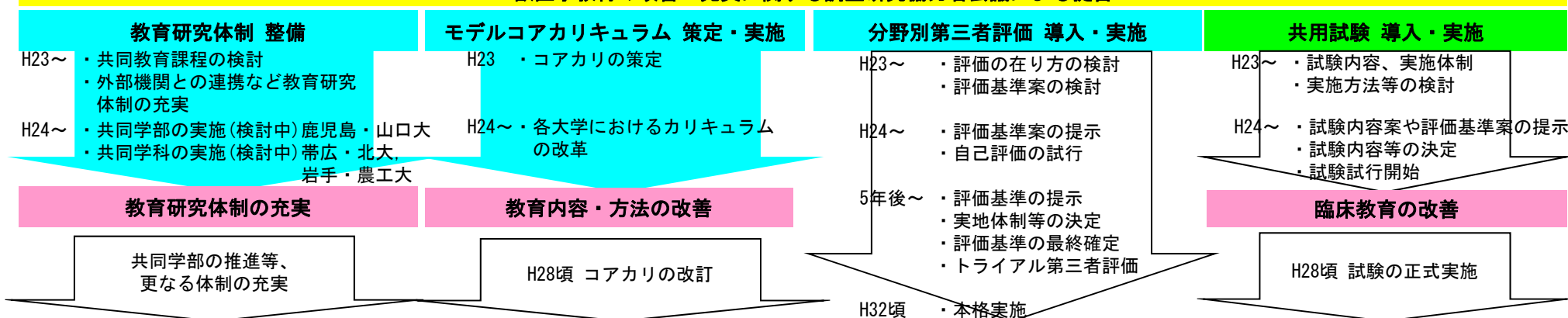
3. 獣医学教育改善・充実の基本的方向性とその具体的方策について

以上の課題を解決しつつ、国際水準の教育を実現するためには、全国の獣医学関係者の総意のもと教育改革の取組をスピーディーに推進することが必要。

- ① **モデルコアカリキュラムの策定**等による教育内容・方法の改善促進
- ② 自己点検・評価の実施や**分野別第三者評価の導入**など、獣医学教育の質を保証するため評価システムの構築
- ③ **共同学部・共同学科の設置**など大学間連携の促進による**教員の確保を含めた教育研究体制の充実**
- ④ **実習室等の教育環境及び附属家畜病院の充実**や、**外部専門機関等との連携**による臨床教育等の充実
- ⑤ **共用試験の導入**に向けた検討(診療行為に参加する学生の事前評価について社会的信頼を得る仕組みを構築) など

○ 国際水準の獣医学教育の実施に向けた改革工程(イメージ) ※ 工程に示した期間は、医学・薬学等の事例を参考にして、あくまで目安として示したもの

H23 獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議による提言



充実した獣医学教育の実施、自律的な教育改善を促す質保証システムの構築（※各大学の取組の成果を検証し、結果を公表するなど、その確実な取組を推進していく必要）

1④ 協力者会議の報告書に示された提言（工程表含む）の位置づけ

「獣医系大学をはじめとした関係者においては、この意見のとりまとめにおける提言に基づく改革に直ちに着手し、獣医学教育の改善・充実に向けた取組を着実に実施していくことを期待。」

「文部科学省においては、OIEにおける獣医学教育を巡る議論なども踏まえつつ、本意見とりまとめに基づき、関係省庁と連携しながら、獣医学教育の改善・充実を図るため、各大学の取組の成果を検証し、結果を公表するなど、その確実な取組を推進していく必要がある。」

※ 報告書P18より引用



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

【Ⅱ】 大学改革の動向について

1 大学改革の主要課題について

1① 大学改革の主要課題について

○ 中央教育審議会の大学分科会では、大学改革について更に検討すべき課題として三つの観点を提示。

教育の質の保証・ 向上の推進

(大学教育は国際競争の時代)

○ 大学・大学院教育において、体系性・一貫性のある「学位プログラム」を確立

- 各大学の「学位授与」「教育課程」「入学者受入」の方針の明確化
 - ・ その際、キャリア教育など社会との関わり
 - ・ 社会全体のグローバル化の進展
- 上記のための、各大学の取組を支援する仕組み
 - ・ 大学の活動を支援する枠組み
 - ・ 国公立を通じた大学改革支援
- 公的な質保証システムとして、設置基準、設置認可審査、認証評価の改善。

機能別の分化や連携 に関する推進

(どの機能に重点化しても大学の努力が適切に評価)

○ 各大学が、そのミッション（使命）を明確化しながら機能別に分化・連携

- 各大学が重視する役割・機能等を積極的に発信
- 各大学が重視する役割・機能に着目した評価や支援
- 大学の様々な機能に関する連携を促進
 - ・ 地域コンソーシアム、教育課程の共同実施、教育研究の共同拠点、機能別の連携

大学の組織・ 経営基盤の強化

(限られた資源を効率的に活用し、全体として質の高い教育を実施)

○ 大学は、その設置形態を問わず多様な機能を有しており、全体として発展が必要

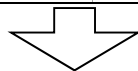
- 各大学が、大学・法人のガバナンスを強化していくための具体的検討)
- 各大学の将来の方向性を見据えた経営基盤の強化とそのための支援

1 ② 質保証に関する国際的な動向

(1) 質保証に関する各国の仕組み

- アメリカは、事後評価としてのア krediteーションを重視。
- ヨーロッパでは、事前チェックとしての設置認可制度と事後評価の組合せによる公的な質保証システムを構築。

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
大学の設置認可	国の設置認可 (大学設置・学校法人 審議会の審査)	州政府による認可	国による認可 (QAA, (Quality Assurance Agencyの審査)	学位授与権を持つ大学 は国立のみ	州政府による認可 (州 立大学と同程度の水準 を要する)
事後評価	国の認証を受けた団体 による機関評価	民間のア krediteーションによる評価	①QAAによる機関評価 ②HEFCEによる研究評価	大学評価委員会 (CNE) に よる機関評価	民間の適格認定による 機関別・課程別評価
事後評価結果 の活用	大学と国に通知・一般 に公表	連邦政府奨学金や科研 費の受給条件	①大学と国に通知 ②研究予算配分に反映	大学に通知	大学に通知



(2) 各国の質保証の取組に関する国際的なガイドライン

- 2005年のユネスコ・OECDの「国境を越えて提供される高等教育の質保証に関するガイドライン」“Guidelines for Quality Provision in Cross-border Higher Education”により、各国政府が、それぞれの責任で大学教育の質を保証することが国際的に承認。
- また、各国には、それぞれの大学制度の仕組みの透明性の向上や、各大学の活動に関する情報公表を進めることが要請。

(3) 国を超えた国際的な連携の動き

- 欧州では、「欧州高等教育圏」として、大学教育の質保証制度が進展。さらに非EU諸国の参加の拡大。
- (7) 各国の学位制度を「学士、修士、博士」の3段階に整理し「欧州高等教育圏内の包括的な資格制度」と対応する。
- (4) 流動性の促進のため、ビザ・在住許可・就労許可制度の改善や、国境を越えた奨学金や年金管理を促進。
- (7) 海外の学位への正当な評価のため、単位互換や累積単位制度を促進。国境を越えたジョイント・ディグリーも促進。
- (E) 質保証制度のため、「質保証の基準・ガイドライン」を設け、内部質保証と第三者評価を各国に要請。

- アジアでも、日本のイニシアチブにより、中国・韓国との大学間交流を進める「CAMPUS Asia」構想が発足。
- ・ 3カ国の大学、質保証機関、産業界等から有識者が出席し、各国の多様性を前提としつつも、単位互換等が質を保証する形で進むよう検討を開始。
- ・ 将来的には、日中韓の3カ国にとどまらず、東南アジア諸国の参加も呼びかけるオープンな枠組みを念頭。



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

【Ⅱ】 大学改革の動向について

2 学位課程の確立に向けた取組

2① 「学士課程教育の構築に向けて（答申）」（平成20年12月）

【現状・課題】

【改善方策の例】

① 「学位授与の方針」について

- ・ 主要国では「何を教えるか」から「何ができるようになるか」へ
- ・ 一方、我が国の大学の教育研究の目的は抽象的
- ・ 学位授与の方針が、教育課程や評価を律するよう機能していない
- ・ 大学の多様化は進んだが、最低限の共通性が重視されていない



- ・ 大学は、学位授与の方針を具体化・明確化し、公開
- ・ 学位授与の方針と学位審査の客観性を高める仕組み
- ・ 学修の成果を重視した大学評価
- ・ 中教審として、大学の参考指針として「学士力」を提示

【「学士力」の主な内容】

- ① 知識・理解（文化、社会、自然 等）
- ② 汎用的技能（コミュニケーションスキル、数量的スキル、問題解決能力 等）
- ③ 態度・志向性（自己管理能力、チームワーク、倫理観、社会的責任 等）
- ④ 総合的な学習経験と創造的思考力

② 「教育課程編成・実施の方針」について

- ・ 学修の系統性・順次性が配慮されていないとの指摘
- ・ 学生の学習時間が短く、授業外を含めて45時間の学修を1単位とする考え方が徹底されていない
- ・ 成績評価が教員の裁量に依存し、組織的な取組が弱いとの指摘



- ・ 順次性のある体系的な教育課程を編成（ナンバリングなど）
- ・ 国は分野別のコア・カリキュラム等の作成を支援
- ・ 学生の学習時間の実態を把握した上で、単位制度を実質化
- ・ 成績評価基準を策定し、GPA等の客観的な評価基準を適用

③ 「入学者受入れの方針」について

- ・ ユニバーサル段階を迎え、入試によって大学の入口管理を行うことが困難（一方、特定の大学をめぐる過度の競争）
- ・ 総じて、学生の学習意欲の低下や目的意識が希薄化



- ・ 大学は、大学と受験生のマッチングの観点から入学者受入れ方針を明確化、また、入試方法を点検し、適切な見直し
- ・ 初年次教育の充実や高大連携を推進

④ その他の課題

- ・ FDは普及したが、教育力向上に十分つながっていない
- ・ 主要国は、大学団体が質保証に大きな役割を果たすが、我が国では低調
- ・ 学士課程教育の充実に向けた財政支援が不可欠



- ・ 教員、大学職員の研修の活性化、教員評価での教育の重視
- ・ 大学団体の質保証活動の充実、学術会議の分野別質保証の検討
- ・ 財政支援の強化と説明責任の徹底

（参考） 「グローバル化社会の大学院教育（答申）」（平成23年1月）

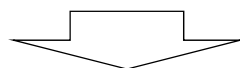
＜検討の経緯＞

- 平成17年に、中央教育審議会答申は「新時代の大学院教育（答申）」で、大学院教育の実質化（教育課程の組織的展開の強化）と国際的な通用性・信頼性の向上を提言。これに基づき、文部科学省は「大学院教育振興施策要綱」を策定して、大学院教育の質的向上を推進。
- その後、約5年が経過し、国内の大学院の中から、約430専攻を調査し、成果や課題を検証し、今後の改善方策を検討。

＜検証結果＞

全体として、大学院教育の実質化に向けた取組が着実に進展。

一方、優れた改革の他大学・他専攻への波及が不十分、また、博士課程では、体系性ある教育の確立や、キャリアパスの整備等が課題。



＜改善の方向性＞

グローバル化や知識基盤社会が進展する中、博士号取得者が産官学の中核的人材として活躍できるよう、大学院教育、とりわけ博士課程教育に重点を置く大学において、質の保証された教育を確立する必要。

1. 学位プログラムとしての大学院教育の確立

学位プログラムとして、修得すべき知識・能力を
明確にした教育を通じて、学生の質を保証

教育情報の公表による大学院教育
の「可視化」

コースワークから研究指導に有機
的に繋がる体系的教育

優れた学生が大学院で学ぶ環境の
整備（経済的支援）

学生の質を保証する組織的な教
育・研究指導体制

産業界等との連携の強化と多様な
キャリアパスの確立

2. グローバルに活躍する博士の養成

課程を通じ一貫した博士課程教育を確立し、
グローバルに活躍する高度な人材を養成

創造的な研究活動を自立して遂行でき
る一貫した博士課程教育

成長を牽引する世界的な大学院教育拠
点（リーディング大学院）

日本人・外国人学生の垣根を越えた協
働教育の推進

2② 具体的な教育改革の進捗状況の例（全体的な状況）

- 体系性・一貫性ある教育のための設置基準改正（H19に大学院，H20に学士課程で施行）
 - ・ 人材養成目的の公表
 - ・ シラバス・成績評価基準の明示
 - ・ 教育内容等の改善のための組織的な研修・研究の義務化

【教育内容・方法の改善】

- 教養教育のための学内体制の整備 H17：529大学（76％）→ H20：583大学（81％）
- セメスター制の導入 H 6：200大学（39％）→ H20：493大学（68％）
- シラバスの作成 H 5：80大学（15％）→ H20：696大学（96％）
- GPAの導入 H12：68大学（13％）→ H20：330大学（46％）
- インターンシップの実施 H10：143大学（24％）→ H21：521大学（69％）

【グローバル化】

- 海外との単位互換の実施 H16：151大学（22％）→ H20：246大学（33％）
- 海外とのダブル・ディグリー実施 H18：37大学（5％）→ H20：85大学（11％）
- 留学生の受入数（学部） H 3：17,166人（1％）→ H22：70,021人（3％）
- （大学院） H 3：13,816人（14％）→ H22：39,097人（14％）

【教員の教育活動】

- FDの実施 H 5：151大学（29％）→ H20：727大学（97％）
- 学生による授業評価の実施 H 5：38大学（7％）→ H20：597大学（83％）
- 教員の教育業績の評価の実施 H12：103大学（16％）→ H20：341大学（46％）
- 教員が教育に費やす年間の平均時間（総職務時間に占める割合）
 - （人文・社会科学分野） H14：675時間（26％）→ H20：851時間（33％）
 - （自然科学分野） H14：627時間（21％）→ H20：755時間（25％）

【情報の公表】

- 自己点検・評価の公表 H 5：59大学（11％）→ H20：669大学（90％）
- 認証評価を受けた大学 0 → H22：721大学（100％）
- 教育情報の公表（制度的位置づけ）
 - H11：「情報の積極的な提供」を規定 → H23：全大学で公表されるべき情報の内容を明確化

2③ 具体的な教育改革の進捗状況の例（各大学の取組の例）

各大学では、各種答申や制度改革に対応し、それぞれが直面する教育上の課題に対し、

・教育システムの改善 ・カリキュラム改善 ・教育方法の改善 ・FDや大学間連携等による質保証・教育力向上などを推進。

国は、GP事業や国立大学法人運営費交付金、私学助成等を通じ、それらの取組を支援。

(1) 教育システムの改善

●厳格な成績評価、卒業認定（国際教養大学）

1年間の海外留学を必修とし、留学時に、TOEFL 550点、GPA 2.5以上が必要。

卒業時には必要単位数の取得の他、GPA 2.0以上を持つことが要件。留学制度・卒業要件の厳格な適用により、4年間での卒業率が47%（平成19年度）であるが、徹底した教育と学生支援により退学率は3%に留まる。

〔注〕GPA制度とは

現在米国において一般に行われている成績評価方法であり、授業科目ごとの成績評価を、例えば5段階（A、B、C、D、E）で評価し、それぞれに対して、4・3・2・1・0のようにグレード・ポイントを付与し、この単位あたりの平均を出して、その一定水準を卒業等の要件とする制度。具体的な運用方法の例としては、「進級や卒業判定、大学院入試の選抜基準」や、「学生に対する個別の学修指導に活用」などがある

●情報環境整備による成績評価状況の可視化（同志社大学の取組）

学生の学修意欲の向上、教育内容の公開、成績評価の厳格化のため、情報環境を整備。具体的には、シラバスの充実、図書館利用促進、成績評価の分布公表等を通じて、学生と教員双方の緊張感の醸成と学修意欲を向上。

（授業科目ごとの成績評価の分布の公表例）

科目 コード	開講科目名	登録者	成績評価（%）					評点 平均値
			A	B	C	D	F	
10368000	英米文学特論H	27	22.2	29.6	22.2	0	25.9	2.2
10396001	ラテン語入門I	46	6.5	0	4.3	13.0	76.1	0.5
10702000	英語科教育法B	142	12.7	28.2	23.2	22.5	13.4	2.0
10710001	英語科教育法A1	91	14.3	19.8	38.5	17.6	9.9	2.1

●きめ細かい学生サポートの充実（金沢工業大学）

学生が、1週間の行動履歴（授業、課外活動等）や、自己評価をウェブ上の「修学ポートフォリオ」に記録し、自学自習の姿勢・生活習慣の確立等を支援。また、「修学ポートフォリオ」に基づいて、アドバイザーが学生と定期的に面談し、学生の自立と自律を促すよう支援。これらにより、自己の夢や目的に向けて自らキャンパスライフの設計ができる能力（目的指向型学習スタイル・自己管理能力）を養う。

(2) カリキュラムの改善

●自治体・地域の産業界との連携による実践的教育（北九州市立大学、早稲田大学、九州工業大学）

自動車産業や半導体産業が集積する地域として、開発・技術革新人材が渴望。3大学による連携大学院（カーエレクトロニクスコース）を設け、各大学の強みを生かした教育課程を共同で編成。

また、自治体や地元産業界との協力により、第一線のエンジニアによる実践的な講義を展開。

(3) 教育方法の改善

●PBL科目の導入（九州工業大学）

工学分野において、学生が5人程度のチームを組み、既知の未解決課題に対する課題解決方法を探る授業科目を設定。実社会におけるプロジェクトと同様のアプローチを通じ、通常の講義・実験科目では得られない、課題解決能力等の総合的な実力を涵養。自由に利用可能な専用スペースの整備や、PBLを前提としたカリキュラムの見直しも図っている。

(4) FDや大学間連携による質保証・教育力向上

●FDの推進（愛媛大学）

教員のレベルに合わせ、導入段階（レベル1）から、基本段階、発展段階、支援／指導段階（レベル5）までの体系的なFDプログラムを整備（新任の教職員から、大学のFD実施担当者まで対応）。

また、それらの研修プログラムは、地域ネットワークを通じ、他大学に提供

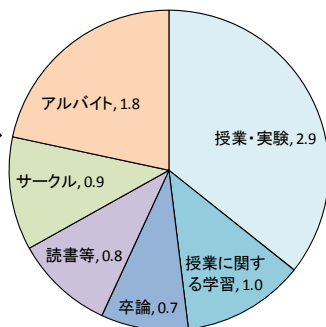
（参考）中央教育審議会大学分科会大学教育部会（第4回） 金子委員配付資料「日本の大学教育の問題点」における指摘

1. 学生の問題 — 勉強していない

日本の大学生の学習時間（授業、授業関連の学習、卒論）は4.6時間

学生の活動時間の分布（計8.2時間）

データ：東京大学 大学経営政策研究センター（CRUMP）『全国大学生調査』2006-8年、



大学設置基準の想定している学習量 8時間の半分

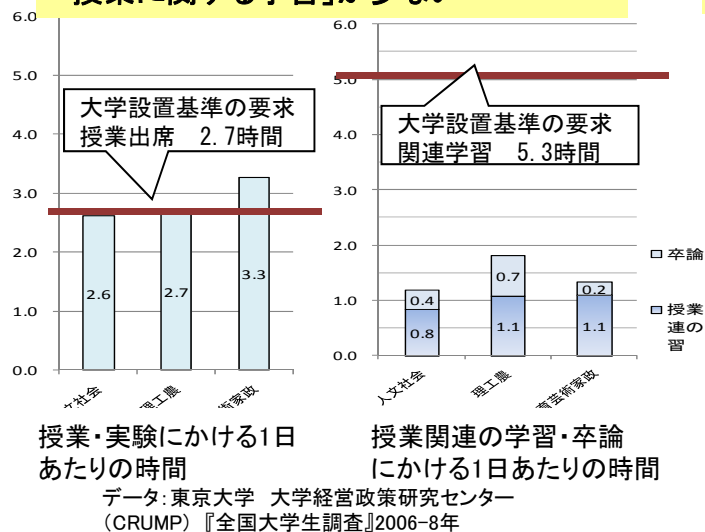
- 卒業要件 卒業要件 — 計124単位
- 1単位＝（授業1時間＋関連する学習2時間）＊15週
- 一学期で修得すべき単位
- 124単位 ÷ 4年間 ÷ 2学期 ＝ 16単位
- 一週間の学習時間
- 16単位 × 3時間 ＝ 48時間
- 5日間とすると
- 48時間 ÷ 6日 ＝ 8時間→「フルタイム」学生
- 日本の学生は フルタイムではない

国際基準の半分

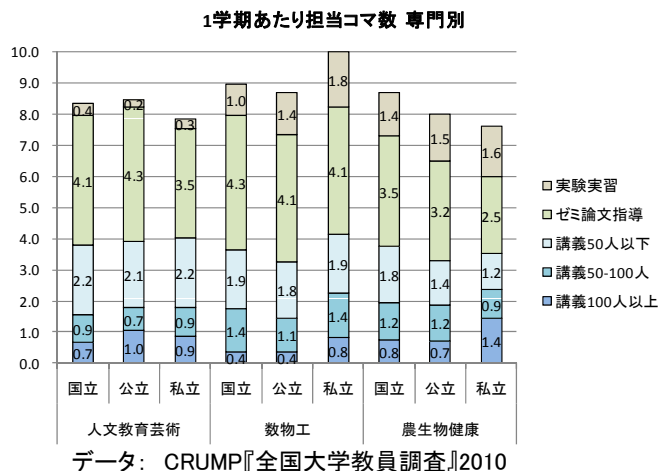
- 日本の大学設置基準は、基本的に戦後のアメリカの基準を援用
- 1950年代のアメリカの大学生の調査によると、実際にこの程度勉強していた。
- ヨーロッパ単位互換制度（ECTS）もほぼ一週間で40時間の学習量を想定
- 国際的基準の半分しか学習していない

2. 教育の問題点 — 密度が低い

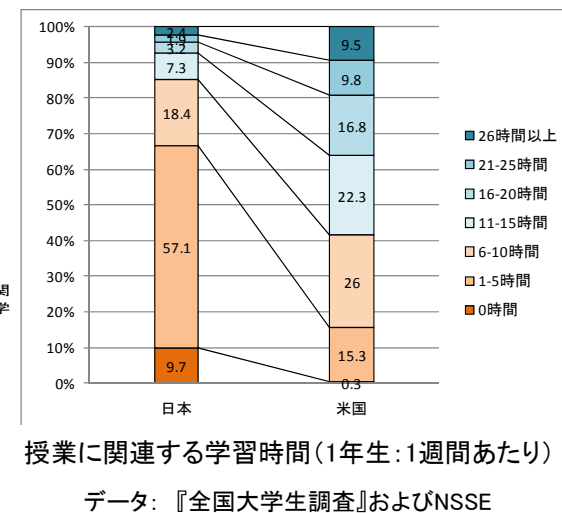
「授業に関する学習」が少ない



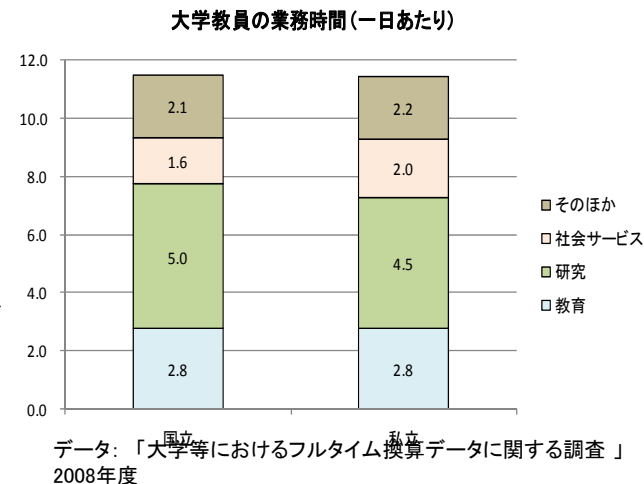
教員の担当コマ数が多い



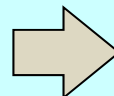
アメリカと比べても、差は大きい



ただし教育にかけている時間は少ない



- 授業の数は多い ●教員が個々の授業にける時間が少ない
- 自分で学習する時間が少ない



- 授業の密度が低い ●体系的な知識の修得が不完全
- 教育成果の実感が生じない

※ 3つ目の課題として、大学の教育がバランスの不在を指摘（米国では学士課程教育は、基本的に大学全体ないし「カレッジ」として一元的に管理。学長が強いリーダーシップを発揮）

(参考) 第2次大学院教育振興施策要綱の策定について

趣旨

中教審答申を踏まえ、文部科学省として早急に取り組むべき重点施策を明示し、体系的かつ集中的に施策を展開することを目的とし、「**第2次大学院教育振興施策要綱**」(対象期間：**平成23～27年度**)を策定。

基本的な視点

グローバル化や知識基盤社会の更なる進展、震災からの復興・再生、新たな社会の創造・成長等を見据え、大学院教育の実質化に向けた取組を強化することを基本に、国内外の多様な社会への発信と対話、大学院修了者の活躍の視点を重視し、大学院教育の質の保証・向上のための施策を実施する。

具体的な施策

1. 学位プログラムに基づく大学院教育の確立
2. 新たな社会の創造・成長を牽引する博士の養成
3. 社会との対話と連携による教育の充実と、学生が将来への見通しを持てる環境の構築
4. 大学院教育のグローバル化の促進
5. 専門職大学院の質の向上

(参考) 医療系ワーキング・グループにおける検証結果について(概要)

中央教育審議会大学分科会大学院部会 配付資料

検討の経緯

- 医療系大学院について、医学系、歯学系、薬学系、看護学系の4分野から抽出した78の大学院に対して書面調査を行い、さらに、ヒアリング調査による検証(4大学院)及び訪問調査(8大学院)を実施するとともに、計3回のワーキング・グループを開催
- 平成17年の大学院答申に掲げた大学院教育の実質化等の進捗状況や新たな課題を検証し、今後の改善方策について検討

大学院教育の実質化等に関する検証結果

現状

- 医療系大学院は、医学・歯学の博士課程の入学者が人文・社会・理工農系を含めた博士課程全体の3割を占め、また、病院等に従事する社会人学生の割合が高く、職業人養成の性格が強い
- 薬学・看護学系の大学院は学部と比べて規模が小さいが、近年、看護学系大学院の規模が拡大

成果

- 人材養成目的の明確化に取り組むとともに、多くの大学院が細分化された専攻の大括り化やコース等の組織再編、大学院GP等の応募や実施が各大学院における自主的な取組を促進
- 医療系人材養成を目的に追加・重視した大学院が見られ、分野を問わず、ほぼ全ての大学院が研究者養成と医療系人材養成の2つの目的を設置
- 夜間開講や長期履修制度、資格取得と関連した教育等に取り組む、社会人学生が更に増加傾向
- 医学、薬学分野を中心に、創薬、治験、医療機器開発などの分野で産学共同研究が広く行われ、寄附講座や外部招へい講義等の形で産業界と連携した教育プログラムを実施

課題

- 学生の専門資格志向、医師・歯科医師臨床研修制度の導入、薬学部教育6年制の導入、看護系大学の増加などは、研究者を志す学生の減少など、各分野の大学院生のキャリア形成に大きな影響を与えると同時に、改革を進めようとする大学院に少なからぬ影響
- 各大学院は、医療系人材の養成機能を強化する傾向にあるが、具体的に修得させるべき臨床技能や研究能力に関する到達目標が不明確な場合も少なくなく、その内容は様々であり、大学院教育の質を確保する観点から、臨床研究等の位置づけに課題

大学院教育の改善の方向性

○職業社会の要請等に的確に応え、学生本位の立場に立ち、学位の授与へと導くプロセス全体を貫いて、開かれた、魅力ある教育の展開がこれまでに求められる

○教員の補充を含む基盤的経費を確実に措置するとともに、競争的資金の更なる充実が不可欠

人材養成目的に沿った入学から卒業まで一貫性のある大学院教育の確立

- ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを整合的に明確化し、大学院組織全体で共有、これらを一連のものとして学生・社会に公開し、開かれた大学院教育を推進することが必要
- 教育の実質化に向けた様々な取組の趣旨を教員全体に共有させるとともに、優れた教員を養成すべく、高度の専門性に加え、今後の医療を担う学生に必要な知識・技能の体系を教授できる力の強化が必要
- 学生に対して、課程を通じた体系的な教育プログラムを提供し、TA等を通じて、実際の教育に関わる機会を積極的に位置づけることが必要
- 臨床医等の医療系人材養成を主たる目的とする課程にあつては、具体的な臨床技能や研究能力に関する修得目標を明確化することが必要

産業界、地域社会等多様な社会部門と連携した人材養成機能の強化

- 従来の学問分野を超えて、高度化・多様化する医療の動向等を見据えた体系的かつ実践的な教育を展開するため、生命倫理や個人情報保護などの教育を基盤としつつ、他の医療機関や研究機関、学内外の他専攻等と有機的に連携し、面的に拡がりのある大学院教育を推進することが必要
- 臨床研究は、基礎・臨床を両輪とし、多様な専門家チームで行われるため、臨床疫学や生物統計学、倫理学、規制科学等を基礎として、他分野・他大学院との共同により、実際の臨床研究の場を利用した教育を推進することが必要

学修・研究環境の改善

- 研究者と臨床に従事する者との処遇面の格差が、研究者を志す者の大学院への進学、ひいては研究の発展に深刻な影響を与えることのないよう、大学院修了者のキャリアパスを明確にするとともに、我が国の医学・医療等を牽引する優れた医療系大学院生が安定して生活できる程度の経済的支援の充実が急務
- 学位の授与は、自立して研究を遂行しうる高度な研究能力を的確に審査して行うという観点に立ち、学位の質を保ちつつ、臨床研究を通して円滑に学位授与を行うプロセスについて、優れた事例などを国としても積極的に各大学院に明示することが必要

大学院評価による質の確保

- ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーそれぞれの内容や、これらに沿った人材養成、社会貢献に係る体系的かつ効率的な自己点検と外部評価を促進することが必要
- 医療系大学院は、保健医療分野における職業人養成の性格が強く、国際的に通用する職業人を養成するという観点から、標準的なレベルが確保されているかという視点も必要

大学院教育を通じた国際貢献・協調

- 学問に国境はなく、感染症対策をはじめ健康長寿という人類共通の課題解決に向けて、国際協調の視点に立ち、アジア等の機関との強固な連携・交流を基盤とする国際的な教育研究拠点の形成の推進が必要



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

【Ⅱ】 大学改革の動向について

3 各大学の使命（ミッション）の明確化

3① 機能別の分化による各大学のミッションの明確化

- 大学の機能別分化が進展する中で、各大学が、どのような教育研究を目指すのか、そして、その取組状況がどうなっているか外部から十分に見えるよう、機能別の評価の具体化が課題。

① これまでの提言と施策

【平成17年の中央教育審議会の指摘】

- 各大学は様々な機能を併有している。
 - 世界的な研究・教育拠点,
 - 高度専門職業人の養成,
 - 幅広い職業人の養成,
 - 総合的な教養教育,
 - 特定の専門的分野（芸術、体育等）の教育・研究,
 - 地域の生涯学習機会の拠点,
 - 社会貢献（地域貢献、産学官連携、国際交流等）

- その上で、今後、各大学が、これらの機能にどう比重を置くかによって分化すると想定。（大学が7つに種別化することではない）

【関連する施策の例】

- 国公立を通じた大学改革支援,
 - ・ COE (Centers of Excellence)（我が国を代表する教育研究拠点）
 - ・ GP (Good Practices)（他大学にも普及すべき教育活動）
- そのほか、国立大学の組織・業務全般の見直しや、私学助成の特別補助を通じて、大学の機能別分化に対応
- 大学間の連携を促進する仕組みを整備（次ページで説明）

② 今後の課題

【各大学の教育研究状況（プロフィール）の積極的な発信】

- ・ 各大学の多様な個性・特色が、どう具体化されているか、大学の“強み”を「プロフィール」として社会に分かりやすく示す仕組み。

【こうした各大学の“強み”を積極的に評価】

- ・ 国立大学法人評価、認証評価、そのほかの仕組みを組み合わせた方策を検討。
- ・ この1月には、認証評価の評価機関が協議会が発足しており、よりよい評価に向けた検討も進展。

○ その際、

- ・ 大学の実際の活動は、7種類だけで分けられるものではなく豊穡な活動が展開される。「種別化」や単一尺度の「ランキング」では、大学の实力は見えない。
- ・ したがって、類似の機能に重点を置いた大学でも、具体的な教育研究活動の姿は大きく異なる。例えば「地域貢献」の方法は、大学の特徴や地域の状況に応じて千差万別。

- 自己点検・評価や、教育情報の公表の取組とあわせて、各大学の創意工夫による情報発信に大いに期待。

3② 大学間連携の進展

- 機能別分化が進展する中で、各大学が自らの強みを持つ分野に集中・強化しながら、他大学との連携を深め、大学全体として多様かつ高度な教育を展開していくことが重要。
- 大学による自主的なコンソーシアム形成が進む中で、制度的にも連携を促進する仕組みを整備している。

【コンソーシアムをはじめ自主的な連携の枠組みの形成】

- 大学コンソーシアムは、現在、全国で48団体が活動。
- コンソーシアムが、様々な地域・分野・機能に着目して形成されることは、質保証・向上に契機。
- また、国内でのコンソーシアムだけでなく、海外に拠点を持つ大学が、共同で国際的な活動を展開する事例など、多様な活動が進んでいる。

（参考）大学間連携のヨーロッパの例

- EU内の大学交流が進展する中で、学生が積極的に大学間を移動し、単位互換により幅広く学修する「エラスムス計画」が展開。
- 「エラスムス計画」に参加する学生数は、年間3,000人（1987年）から19万9,000人（2008年）に拡大。累計で207万人に達する。

【共同利用・共同研究拠点】（平成20年度に制度化）

- 学術研究分野に関し、国公私を通じた共同利用・共同研究拠点が制度化。
- 現在79の拠点が認定（理学・工学系33拠点、医学・生物学系29拠点、人文系・社会科学系18拠点）。

【教育・学生支援分野の共同利用拠点】（平成21年度に制度化）

- 複数大学が連携して、教育活動や学生支援するための拠点を文部科学大臣が認定。
- 例えば、以下のような活動が想定。
 - ・ 留学生を対象とした日本語教育センター
 - ・ 多様な支援機能を備えた学生用宿舎
 - ・ 大型練習船、演習林、農場、スポーツ施設
 - ・ 英語教育や情報教育の拠点
 - ・ F D ・ S D センター

【教育課程の共同実施】（平成22年度に発足）

- 国内の大学が、共同で教育課程を編成・実施し、連名で学位授与を行う仕組みを制度化。
- 共同でより魅力ある教育研究・人材育成を実現。
（現在、3つの取組が見られ、今後も多様な取組が構想中）

例：鹿児島大学と山口大学の「共同獣医学部」構想 （平成24年度に向けて）

畜産基地に位置し、高度産業動物獣医療と家畜衛生に強い鹿児島大学と、大都市間に位置し、伴侶動物の高度獣医療や感染症予防・公衆衛生に強い山口大学が連携し、補完的な教育を実践。

（参考）教育・学生支援分野の共同利用拠点の例①（岐阜大学医学教育開発研究センター）

教職員の組織的な研修等の実施機関として採択（他にも、看護学分野において、千葉大学が拠点として認定）

医学教育共同利用拠点
岐阜大学医学部 医学教育開発研究センター

HOME サイトマップ 交通アクセス お問い合わせ ENGLISH

概要 FD・研修 教育 大学院・研究 国際交流 学務事務

概要

教員
スタッフ
国内 客員教授
国外 客員教授
医学教育共同利用拠点

FD・研修

医学教育セミナーとワークショップ・
事務研修
その他のFD・セミナー

教育

大学院・研究

国際交流

国際共同研究
医療英語

学務事務

関連組織

ホーム > 医学教育共同利用拠点について

医学教育共同利用拠点について

Medical Education Development Center, Gifu University

医学教育開発研究センターが文部科学省・医学教育共同利用拠点に認定されました（平成22～26年度）。これは大学間連携を図る取組を一層推進するために創設された「教育関係共同利用拠点」認定制度によるもので、医学教育分野では初めての認定です。

医学教育開発研究センターは平成13年に全国共同利用施設として設立されて以来、国公私立大学を通じた情報及び研修機会の提供に努め、医学教育の改善のために活動してきましたが、今後も全国の教育機関と連携して、一層、医学・医療教育の発展と向上に貢献していきたいと考えています。

[文部科学省「教育関係共同利用拠点」の認定について](#)

[拠点認定に関する申請書（PDF）](#)

平成23年度から3年間、多職種連携医療教育共同開発事業を実施いたします。下記ページおよび資料をご参考の上、奮って御応募下さい。

ページが表示されました

インターネット

スタート Microsoft PowerPoint... 【MEDC】医学教育開...

CAPS KANA 19:21

教職員のFDや研修に加え、テュートリアルやスキルラボ等を活用した教育方法の開発、それらの共同利用を推進

医学教育共同利用拠点
岐阜大学医学部 医学教育開発研究センター

HOME サイトマップ 交通アクセス お問い合わせ ENGLISH

MEDC
MEDICAL EDUCATION DEVELOPMENT CENTER, GIFU UNIVERSITY

概要 FD・研修 教育 大学院・研究 国際交流 学務事務

概要

教員
スタッフ
国内 客員教授
国外 客員教授
医学教育共同利用拠点

FD・研修

医学教育セミナーとワークショップ・
事務研修
その他のFD・セミナー

教育

大学院・研究

国際交流

国際共同研究
医療英語

学務事務

関連組織

ホーム > 教育

教育
Medical Education Development Center, Gifu University

当センターが取り組んでいる教育事業をご紹介します。

インターネットテュートリアル/案位置案The Tutorial

- ・学部版 ・大学院版 「アカウント作成とログイン手順」
- ・英語版: Rakuichi The Tutorial

PBL・テュートリアル

- ・PBLテュートリアルシステム
- ・PBLテューターFD ・学生ガイダンス

Gifu Medical Education e-learning system

- ・Gifu PBL Tutorial System
- ・シミュレーション教育システム
- ・症例データベース素材
- ・PBLシナリオネットワーク (準備中)
- ・e-portfolio

Skills-lab
Simulation education
臨床スキル シミュレーションラボ

ページが表示されました

インターネット

スタート nago - 受信... 3 Windows ... Yahoo! ニュ... 【MEDC】医... Microsoft Ex... Microsoft Po... CAPS KANA 16:21

農学系に必要なフィールド実習の共同利用の実施機関として採択



宇都宮大学農学部附属農場が
実践的なフィールド実習を提供します



宇都宮大学農学部附属農場

首都圏における食・生命・環境の複合型フィールド教育共同利用拠点

共同利用拠点制度
について

宇都宮大学農学部
附属農場について

実習内容と実績

アクセス

お問い合わせ
お申し込み

特徴的実習内容

宇都宮大学農学部附属農場について

複合型の教育環境が最大の特徴である一方で、それぞれの分野についても、他大学には無い特徴的な実習カリキュラムを有しています。たとえば、畜産分野では、今では多くの大学で廃止してしまった乳牛部門を酪農家に近い規模で有しており、この乳牛部門を活用した特徴的な教育カリキュラムを展開しています。食育分野においては、乳牛の給餌と搾乳、並びに全国的にもトップクラスの乳質を誇る搾りたてのミルクを活用した乳製品加工実習を、体系的かつ体験的に学習できます。また、生命科学分野においては、実験室で精子と卵子を用いた体外受精実験を行い、牛舎では体外受精卵の個体発生試験、妊娠したウシの子宮内胎子観察実習、生まれてきた産子の哺乳実習等を行っています。これらを連続的かつ体系的に実習できる附属農場は他に例をみないものです。また、作物分野における7.2haの広大な水田を活かした水稲関係実習、園芸分野における7.4haの敷地に展開する果樹園・野菜畑を活用した種類や品種をほぼ網羅した野菜・果樹の実習や温室などの園芸施設を活用した花き(観賞植物)の実習、機械分野における模擬運転実習や資源循環システム関係の実習についても、それぞれ他大学にはない充実したカリキュラムとなっています。

具体的な実習プログラムとして、以下のメニューを準備しています。

通年型食育実習コース(作物園芸分野)

5月から12月にかけて日帰りで10~12回程度通って実施します。水稻等の食用作物と果樹(果物)、野菜、花や観賞植物などの園芸作物について、播種から収穫・出荷までの一連の栽培管理を季節毎に学びます。

短期集中型総合食育実習コース(作物・園芸・畜産・農業機械分野)

宿泊施設を活用して、2泊3日ないし3泊4日で実施します。野菜や果樹、花卉の栽培管理、果物や野菜の収穫、食用作物類の管理、大型農業機械の操作体験、ウシの飼養管理などを集中的に学びます。



豊かな発想を地域に、
新たな知を世界へ
国立大学法人
宇都宮大学
UTSUNOMIYA UNIVERSITY



宇都宮大学農学部



生物生産と自然・環境との
調和を目指した農学を実践する
宇都宮大学農学部附属農場



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

【Ⅱ】 大学改革の動向について

4 教育情報の公表について

4① 教育情報の公表の促進

(2) 各大学が公表すべき教育情報（学校教育法施行規則を改正）

すべての大学を対象とする教育情報	参考：国際的な発信の観点から想定される情報項目例 （大学分科会が、大学の参考に資する観点から作成）
1. すべての大学で公表すべき事項 (1) 教育研究上の目的（学部・学科・課程等ごと） (2) 教育研究上の基本組織（学部、学科、課程等の名称） (3) 教員組織，教員数（男女別・職別），教員の保有学位・業績 (4) 入学受入方針，入学者数，収容定員，在学者数，卒業者数，卒業後の進路（進学者数，就職者数，主な就職分野等） (5) 授業科目の名称，授業の方法・内容，年間授業計画 (6) 学修成果の評価の基準，卒業認定の基準 (7) 校地，校舎等の施設・設備その他の教育研究環境 （キャンパス概要，運動施設の概要，課外活動の状況とその他の施設，休息を行う環境，主な交通手段等） (8) 授業料，入学料その他の費用徴収，寄宿舍・学生寮等の費用，施設利用料等 (9) 学生の修学，進路選択，心身の健康等の支援（留学生支援や障害者支援等の様々な学生支援を含む） 2. 公表に努めるべき事項 ○ 教育課程を通じて修得が期待される知識・能力体系（どのようなカリキュラムに基づき，どのような知識能力を身に付けるか）	○外国人教員数，研究成果の生産性や水準（論文数・論文被引用数等） ○教員当たり学生数（フルタイムとパートタイム教員） ○各授業の平均学生在籍数 ○学生の卒業率，学位授与件数 ○ナンバリングとシラバス（学内で共通化） ○インターンシップの機会 ○英語による授業のみで学位を取得可能なコースの設置状況 ○学生交流や単位互換，ダブル・ディグリー等の実績 ○単位認定，学位認定，成績評価の基準（大学としての統一方針） ○留学生への支援の状況（留学生の学位取得状況，卒業後の就職状況） ○明確な方針に基づく教育課程とその水準 ・ 修得すべき知識・能力の明確化と，それを体系的に修得できる教育課程

4② 教育情報の公表の経緯について

- 平成11年、設置基準に「情報の積極的な提供」を規定。あわせて、自己点検・評価の公表義務を規定。

【大学設置基準】

第2条 大学は、当該大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

- 平成16年、学校教育法の改正で、自己点検評価の公表を法律レベルで規定。

【学校教育法】

第109条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 平成17年、文部科学省より通知で、公表が求められる情報の項目を例示。

・大学の設置の趣旨や特色、シラバス等の教育内容・方法、教員組織や施設・設備等の教育環境と研究活動、各種の評価結果、学生の卒業後の進路、受験者・合格者・入学者数等

- 平成19年、大学院に、人材養成目的の公表、シラバス・成績評価基準の明示を規定。

平成20年、学部段階でも同様の内容を規定。

【大学設置基準】

第2条の2 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定め、公表するものとする。

第25条の2 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

- 平成19年、学校教育法の改正で、「教育研究活動の状況の公表」を法律レベルで規定。

【学校教育法】

第113条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

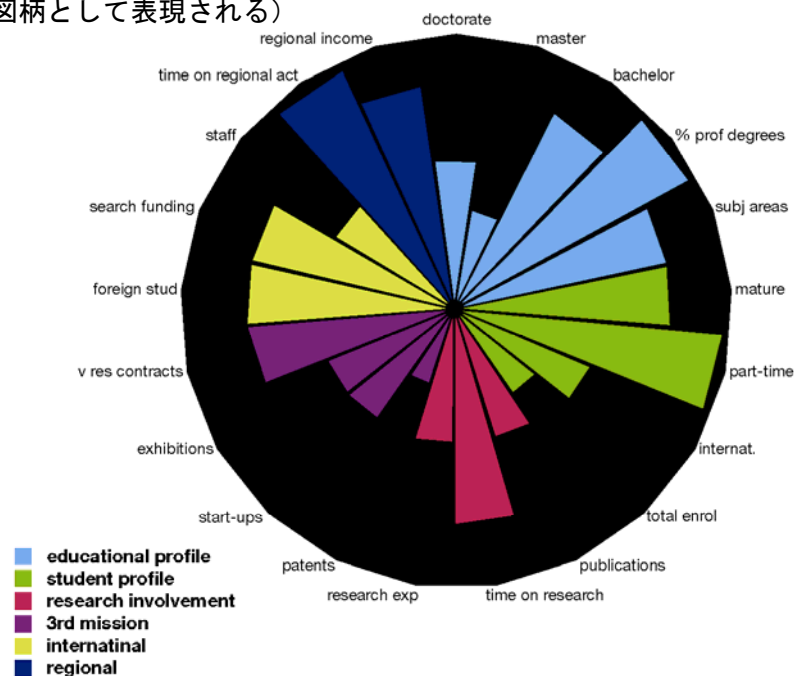
- 平成23年、学校教育法の施行規則を改正し、各大学が公表すべき教育情報を明確化。

4③ 欧州のU-Mapの事例

- 欧州では、域内の大学の多様性を踏まえ、学生や産業界への情報提供の観点から、各大学の活動を可視化するための手法の開発が求められており、2005年から欧州委員会の支援を受けて「欧州高等教育分類」(European Classification of Higher Education Institutions)の検討が進展。
- 各大学から情報の提供を受けてデータベースを整備し、学生の構成や、どのような活動に重点を置いているかレーダーチャート等の形式で表示し、大学間の比較が可能なようにする検討が進んでいる。

【公表イメージ例】

(大学がどのような機能に重点を置いているかによって、異なる図柄として表現される)



【U-Mapで表示される情報】

教育

- ・ 博士・修士・学士のどの段階に重点を置くか
- ・ 特定分野に限定した大学か、総合大学か
- ・ 一般的な教育か資格等と連動した教育か
- ・ 教育費の規模の程度

学生

- ・ 成人学生の占める割合の程度
- ・ パートタイム学生の占める割合の程度
- ・ 遠隔教育の課程の占める学生の割合の程度
- ・ 学生数に着目した大学規模

研究環境

- ・ 研究活動の活発の程度
- ・ 博士の授与権数の程度
- ・ 研究費の規模の程度

知識移転

- ・ 新規開業企業の設置
- ・ パテント件数
- ・ 文化活動
- ・ 知識移転に係る収入の規模

国際活動

- ・ 海外の学位の取得を目指す学生数
- ・ 海外からの受入学生数
- ・ 海外への派遣学生数
- ・ 外国人教員の占める割合
- ・ 海外からの収入の重要度

地域貢献

- ・ 卒業生のうち地域で働く者の占める割合
- ・ 入学者のうち地元出身者の占める割合
- ・ 地域からの収入の重要度



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

【Ⅱ】 大学改革の動向について

5 今後の大学改革の方向性について

5① 中央教育審議会 第6期大学分科会の審議事項について (H23. 2. 21～)

平成23年2月21日に第6期中央教育審議会大学分科会が開催され、これまでの審議経過を踏まえ、特に、以下の観点に重点を置いて審議することとした。

1. 教育の質の保証・向上の推進方策について

- (1) 大学教育の質保証・向上に関し、これまでの取組を踏まえた更なる推進方策
- (2) 上記に関連して、各大学の取組を支援する仕組み
- (3) 公的な質保証システムに関し、設置基準、設置認可審査及び認証評価の改善

2. 大学の機能別の分化や連携に関する推進方策について

- (1) 学生・社会からの多様なニーズに対応するため、各大学が、そのミッション(使命)を明確化しながら機能別に分化・連携することに関する政策の方向性
- (2) 各大学のミッション(使命)を明確化する観点から、各大学が重視する役割・機能等を積極的に発信するための方策(大学のプロフィールの可視化)
- (3) 各大学のミッション(使命)を明確化する観点から、各大学が重視する役割・機能に着目した評価や支援の在り方(各大学が、多様な役割・機能を持ち、また、それが時代や環境に応じて可変的であることを踏まえた対応)
- (4) 大学の様々な機能に関する連携を促進する方策の在り方

3. 大学の組織・経営基盤の強化について

- (1) 各大学の組織基盤の強化の在り方
- (2) 各大学の将来の方向性を見据えた経営基盤の強化と、その支援の在り方

(平成23年2月21日中央教育審議会大学分科会(第95回) 資料3抜粋)

・・・併せてグローバル化への対応など



【Ⅲ】 獣医学教育改革の方向性について

1 獣医学教育改革の進捗状況と今後の方向性

1① 現在の獣医学教育改革の進捗状況について ※ 括弧内は文科省の取組(基盤的経費は除く)

1. モデルコアカリキュラムの策定等による教育内容・方法の改善

- ①モデルコアカリキュラムの策定 (H21.7～H23.3 先導的大学改革委託推進費による支援) → 各大学において今後検討
- ②教育改革の取組の推進と普及啓発の促進(教育GPIによる支援)
 - 質の高い大学教育推進プログラム
 - ・帯広畜産大学「大動物総合臨床獣医学教育プログラム」(平成20～22年度)
 - ・酪農学園大学「酪農場での長期実習を組み込んだ新教育方式」(平成20～22年度)
 - 社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム
 - ・帯広畜産大学「食品衛生にかかわる人材育成プログラム」(平成20～22年度)
 - 現代的教育ニーズ取組支援プログラム
 - ・東京大学「畜産物の安全安心を保証する人材の育成教育」(平成20～22年度)
 - 大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラム
 - ・鳥取大学・岐阜大学等「獣医・動物医科学系教育コンソーシアムによる社会の安全・安心に貢献する人材の育成」
 - ・宮崎大学等「畜産基地を基盤とした大学間連携による家畜生産に関する実践型統合教育プログラム開発」(平成21～23年)

2. 獣医学教育の質を保証する評価システムの構築

- ・教育改革のベンチマークとすべく、海外の獣医系大学を調査(H22.4～H23.12 先導的大学改革委託推進費による支援)

3. 共同学部・学科の設置など大学間連携等の促進による教育研究体制の充実

- ・H24.4の開設を目指して、鹿児島・山口大、北大・帯広、岩手・農工大が取組中(設置相談・申請等への対応)

4. 学内教育環境等の充実や外部機関との連携などによる臨床教育等の充実

- ・各大学における教育環境改善の取組の推進(臨床実習等の設備整備についてH22年度補正予算で支援)
- ・高度外部専門機関と連携した全国的な臨床実習システム等の構築の支援(H23年度予算事業 ※H25年度まで)

5. 共用試験の導入

- ・全国協議会を中心に実施に向けた具体の検討がスタート

6. 新たに必要性が高まった生命科学分野の教育研究の推進 ※ 大学院教育の充実

- ・大学院教育の実質化を提言した大学院答申、第二次振興施策要綱の策定 → 各大学において今後検討

1 ② 口蹄疫等家畜伝染病に対応した獣医師育成環境の整備事業

平成24年度概算要求額:2,700万円
(平成23年度予算額:3,000万円)

背景・課題

- 口蹄疫の国内発生、鳥インフルエンザなど人獣共通感染症への対応、BSEを契機とした食の安全への関心の高まりなどを背景に、現場の最前線で家畜診療や防疫に従事する産業動物獣医師や公務員獣医師に対する社会的ニーズが高まっている。
- その一方で、近年、産業動物獣医師等を志願する学生が減少傾向にあるが、背景の一つとして、大学における産業動物に関する臨床実習の機会や教育内容が不十分であり、学生にその魅力や意義を十分伝えきれていないことが指摘されている。
- 平成22年6月に農林水産省は、臨床実習において学生が一定の範囲で診療行為を実施できるよう規定の整備を行っており、これに対応した臨床実習の充実が急務となっている。

対応・要求内容

【概要】

- 臨床実習等の機会の拡大と質の向上に向け、獣医系大学と高度外部専門機関との全国的な実習システムを構築する上で必要な経費を支援する。
- 具体的には、産業動物分野、家畜感染症・人獣共通感染症等対策分野(以下、感染症等対策分野)のそれぞれにおいて、基幹校及び協力校が中心となって、高度な外部専門機関との連携による全国的な実習システムを構築する。
(連携先)
 - ・産業動物分野;農業共済組合、JRA、家畜改良センター、都道府県畜産研究所 等
 - ・感染症対策分野;国立感染症研究所、動物衛生研究所、動物検疫所、厚労省検疫所 等
- これにより、高度かつ実践的な産業動物分野における臨床実習や感染症等対策分野における実習の機会が十分に確保され、全ての獣医系大学の学生が臨床実習等に参加することが可能となる。

【要求内容】

- 支援する経費の例
 - ① 獣医系大学と外部専門機関の連携を図り、全国的な実習システムの構築を推進するコーディネーターを基幹校に配置
 - ② 外部専門機関との連携による効果的な臨床実習等の在り方や教育内容等を検討する運営委員会を設置(基幹校・協力大学・外部専門機関のメンバーが参画)
 - ③ 高度な実習プログラムの開発(実習の手引き、実習先一覧等の作成を含む)
- 2分野(産業動物分野、感染症等対策分野) ※平成25年度までの3年間で予定

政策目標

- 国民の健康・生活の安心の確保、家畜防疫体制の強化など、口蹄疫対策を担う産業動物獣医師等の養成を強化。

（参考） 口蹄疫等家畜伝染病に対応した獣医師育成環境の整備事業 選定校及び採択理由

【分野1】産業動物診療分野の全国的な臨床実習システムの構築

代表校： 岐阜大学（協力校： 酪農学園大学、北里大学、鹿児島大学）

【選定理由】

高度外部専門機関との連携体制や、産業動物診療分野の教育で実績ある各地の大学が協力した運営体制が適切に計画されていることから、高度な臨床実習の実施及び全国的な実習システムの構築が十分に期待できる取組となっている。併せて、開発したプログラムについて全国の学生の利用を推進するための方策も検討されており、我が国の獣医学教育の水準の向上に資するものと考えられる。

【要望事項】

全国の学生の利用を広く推進するため、事業の不断の見直しや改善を進めていただきたい。

実習システムの構築を強力に推進する観点から、他大学との連携・協力関係を広げるとともに、全国獣医学関係大学代表者協議会との連携・協力のもと、本事業の取組を推進していただきたい。

【分野2】家畜感染症・人獣共通感染症等対策分野における全国的な実習システムの充実・強化

代表校： 東京大学（協力校： 岩手大学、東京農工大学、宮崎大学）

【選定理由】

高度外部専門機関との連携体制や、感染症対策・食品衛生分野の教育で実績ある大学が協力する運営体制が適切に計画されていることから、高度な実習の実施及び全国的な実習システムの構築が期待できる取組となっている。併せて、開発したプログラムについて全国の学生の利用を推進するための方策が検討されており、我が国の獣医学教育の水準の向上に資することが期待される。

【要望事項】

全国の学生の利用を広く推進するため、事業の不断の見直しや改善を進めていただきたい。

実習システムの構築を強力に推進する観点から、他大学との連携・協力関係を広げるとともに、全国獣医学関係大学代表者協議会との連携・協力のもと、本事業の取組を推進していただきたい。

1 ③ 獣医学教育改革の今後の方向性について（当面想定される取組や検討事項の例）

1. モデルコアカリキュラムの策定等による教育内容・方法の改善

- ・コアカリを実施するため、教材作成・スキルラボの構築・PBLの推進・FDの促進など教育内容・方法等の改善の一層の推進。
- また、これまで国が教育GPで支援した各大学の取組について、他大学への効果的な普及・公開を推進。

2. 獣医学教育の質を保証する評価システムの構築

- ・自己点検・自己評価の実施・公表など、教育情報の透明化に向けた取組。
- ・海外事例の分析等をすすめ、コアカリを実現するための目指すべき教育研究体制・教育環境について、「ベンチマーク」の策定に向けた検討（第三者評価基準案への活用）。評価の在り方、体制等に関する検討。

3. 共同学部・学科の設置など大学間連携等の促進による教育研究体制の充実

- ・引き続き、共同学部・共同学科、教育連携の取組。

4. 学内教育環境等の充実や外部機関との連携などによる臨床教育等の充実

- ・産業動物診療医や感染症等対策を担う獣医師を養成するため、予算事業の推進、更なる教育環境の整備など、教育改善・充実にに向けた取組。また、更なる推進方策の検討。
- ・附属家畜病院（附属動物病院）の充実・高度化の取組。また、その推進方策の検討。

5. 共用試験の導入

- ・共用試験問題の作成、試験システム、実施体制、実施方法の構築等に向けた検討。

6. 新たに必要性が高まった生命科学分野の教育研究の推進 ※ 大学院教育の充実

- ・大学院答申、第二次振興施策要綱を踏まえた、獣医系分野における大学院教育の充実方策の検討。

（参考）「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」意見のとりまとめ P18より引用

「獣医系大学をはじめとした関係者においては、この意見のとりまとめにおける提言に基づく改革に直ちに着手し、獣医学教育の改善・充実に向けた取組を着実に実施していくことを期待。」

「文部科学省においては、OIEにおける獣医学教育を巡る議論なども踏まえつつ、本意見とりまとめに基づき、関係省庁と連携しながら、獣医学教育の改善・充実を図るため、各大学の取組の成果を検証し、結果を公表するなど、その確実な取組を推進していく必要がある。」

【Ⅲ】 獣医学教育改革の方向性について

2 今後への期待 （おわりにかえて）